(平成29年12月18日制定)

(趣旨)

第1条 公立大学法人名桜大学学長選考会議(以下「学長選考会議」という。)が、学長選考会議規程(平成22年4月1日制定)第6条第1項第4号に規定する学長の業績評価(以下「業績評価」という。)を行う場合の手続等については、この要項の定めるところによる。

(実施時期)

- 第2条 業績評価は、学長の任期3年目に行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長選考会議が必要と認めたときは、臨時で業績評価を行うことができる。

(資料)

- 第3条 学長は、次に掲げる資料を学長選考会議に提出するものとする。
 - (1) 業務の実績に関する評価委員会等の評価結果
 - (2) 学長選考時の所信表明に掲げる事項
 - (3) 中期目標等の達成状況等に係る所感及び残任期間における大学運営に対する抱負等 について記載した報告書
 - (4) その他学長選考会議が必要と認める資料

(業績評価)

- 第4条 学長選考会議は、前条の規定により提出された資料に基づき、学長の業績等について業績評価を実施するものとする。
- 2 学長選考会議は、前項の評価を行うに当たって、必要と認めたときは、当該学長に対し質疑を行うことができる。
- 3 学長は、前項の質疑に当たって、提出した資料のほか、書面により追加意見を述べる ことができる。

(結果公表)

第5条 学長選考会議は、業績評価を実施後、速やかにその結果を学内外に公表するものとする。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、業績評価の実施に関し必要な事項は、学長選考会 議が別に定める。

附則

この要項は、平成29年12月18日から施行する。

附 則(令和3年6月28日)

この要項は、令和3年6月28日から施行する。